

特定非営利活動団体「学び舎の会」会則

第一章 総則

第1条[名称] 本会は特定非営利活動団体「学び舎の会」と称する。

第2条[所在地] 本会は事務所を宮城県仙台市に置く。

第3条[目的] 本会は、特定非営利活動団体「学び舎の会」基本構成での、青少年に対して、農業や自然環境を通じて、人と交わり、環境と共生することにより、健全育成を行なうと同時に、高齢者に対して、青少年との世代交流を深める事に関する事業を行なうことにより、環境保全と循環型社会の構築を通じて地域の活性化と新しい生活文化を創造することに寄与することを目的としています。

第4条[活動] 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行なう。

- (1)前条の目的の為人間環境や自然環境に関心を持ち、継続して学習をする。
- (2)前条の目的に合った生活のあり方、農のある暮らしの提案及び地域社会とその参加交流。
- (3)前条の目的を達成するための他の団体及び機関との提携と連帯。

第二章 会員

第5条[会員の種類] 本会の会員は、個人会員と法人会員の二種類とする。(正会員・賛助会員)

第6条[会員の資格]

- (1)会員は、本会の会則や目的に承認・賛同し、所定の会費を納め登録された者とする。
- (2)会費は、学び舎の会 **個人会員 入会費:1,500円 年会費:4,000円** とする。
法人会員 入会金:1,500円 年会費:10,000円 とする。
- (3)会費の現金預かりは禁止とする。
- (4)入会者ご本人にて指定された金融機関に会費を納めるとする。
- (5)振込に関しては、振込手数料は会員になられる方が負担とする。
- (6)会員期間は登録日から1年間とする。
- (7)会員期間一ヶ月前に会事務局より更新の連絡をする。
- (8)更新手続きを怠り一年を過ぎた場合は、新たに入会手続きが必要となる。
- (9)任意脱退の場合には、入会金、年会費は返還されないものとする
- (10)任意脱退の場合には、脱退1か月前までに文章にて連絡するものとする

第7条[会員資格の喪失]

- (1)個人会員の場合、本人の退会または死亡。
- (2)法人会員の場合、会社解散。
- (3)本会の解散。
- (4)加入脱退は自由とする
- (5)会に対して損害を与えた場合



第三章 総会

第8条[総会の権限] 総会は本会の最高決定機関である。

第9条[総会の招集・告知]

- (1)定期総会は年1回、理事長が招集する。
- (2)臨時総会は、理事長が必要と認めた時、随時招集する。また、会員総数の5分の1以上の署名をもって請求があった場合、理事長は臨時総会を招集しなければならない。
- (3)理事長は、総会の日程、議案、その他必要な事項について会員に事前に告知する。



第10条[総会の議決] 総会は次のことを決定する。

- (1)活動報告及び会計報告
- (2)活動方針、委員会設置及び予算
- (3)役員を選出
- (4)本会会則の変更
- (5)その他必要な事項

第11条[議決の方法] 総会の議決は、総会出席者のうち個人会員の3分の2以上の承認を必要とする。

第四章 役員及び組織

第12条[役員] 本会は次の役員を置く。

- (1)理事長
- (2)副理事長
- (3)事務局長
- (4)理事
- (5)監事 で構成し顧問を置き随時開催します。

第13条[役員を選出]

- (1)理事長及び副理事長は理事会の推薦を受けて総会がこれを承認する。
- (2)個人会員理事は個人会員の中から総会において選出する。

第14条[役員の職務]

- (1)理事長は本会の業務を統括し、この会を代表する。
- (2)副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3)事務局長は理事長及び副理事長を補佐し、本会の業務を統括整理する。
- (4)理事は理事長及び副理事長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の事務を処理する。

第15条[理事の職務]

理事は理事会を組織し、この会則に定められるもののほか、総会において議決されるべきものとされた事項以外の事項の議決及び業務の執行にあたる。

第16条[監事] 監査は民法59条に定める職務を行なう。

第17条[役員任期] 本会の役員任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

第18条[事務局]

- (1)本会の事務を遂行するため事務局を設け、事務局長その他所要の職員を置く。

第19条[事務局の組織及び運営]

- (1)事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が定める。

第20条[理事会の構成] 理事会は、第13条で定める役員によって構成される。

第21条[理事会の招集と開催] 理事会は理事長が招集する。また役員3分の1以上が必要と認められた時は、理事長は理事会を開催しなければならない。

第五章 資産及び会計

第22条[本会の資産] 本会の資産は次の各号によって構成される。

- (1)会費
- (2)事業に伴う収入
- (3)寄付金
- (4)その他の収入

第23条[本会の経費] 本会の経費は前条の資産の内より支弁する。

第24条[資産の管理] 本会の資産は理事会の定める方法により理事長が管理する。

第25条[会計年度] 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第六章 会則の施行

第26条[会則の施行] この会則の施行について必要な細則は理事会の議決を経て理事長が定める。2015年7月16日から開始とする。